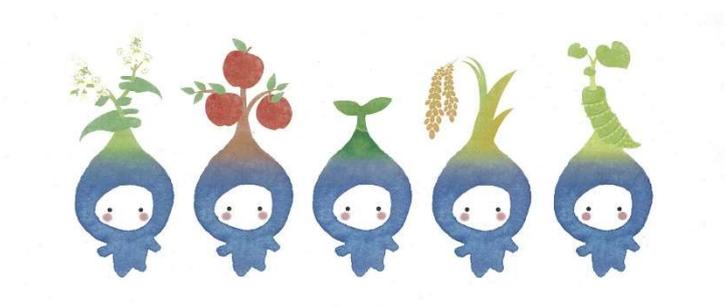


せいかつ ほ ご  
生活保護のしおり

そうだんよう  
(相談用)



あづみのしふくしじむしょ  
安曇野市福祉事務所

〒399-8281 あづみのしとよしな 安曇野市豊科6000 ばんち 番地

しやくしよ かい 市役所1階 ばんまどぐち 14番窓口

でんわ 0263-71-2000 (代表) だいひょう

0263-71-2252 (直通) ちよくつう

# も く じ

	ページ
はじめに	1
せいかつ ほ ご りよう なが 生活保護を利用するまでの流れ	2 ~ 6
せいかつ ほ ご しゆるい 生活保護の種類	7
せいかつ ほ ご う 生活保護を受けることになったら・・・	8 ~ 9
せいかつ ほ ご しんせいちゆう ちゅうい 生活保護申請中に注意すること	10
せいかつ ほ ご げんり げんそく 生活保護の原理と原則	11 ~ 12

## と あ さき <お問い合わせ先>

あづみのしふくしじむしよ  
安曇野市福祉事務所

ふくしか せいかつしえんたんとう  
福祉課 生活支援担当

でんわ ちよくつう  
電話:0263-71-2252 (直通)

:0263-71-2000 (代表)

そうだんうけつけ げつようび きんようび しゅくじつ ねんまつねんし のぞ  
相談受付 月曜日～金曜日(祝日・年末年始は除く)

ごぜん じ ふん ごご じ ふん  
午前8時30分から午後5時15分まで

# はじめに

生活保護は、日本国憲法第25条の理念に基づき、病気やケガ、失業など様々な事情で、収入が無くなったり少なくなったりして生活に困ったとき、最低限度の生活ができるように、国が決めた基準に基づいて、生活費や医療費などを援助し、自立した生活ができるように手だすけをする制度です。

このしおりでは、生活保護をご検討の方に対して、制度の概要と利用までの手続きについて説明しています。

生活保護を必要とする可能性はどなたにもあることですので、わからないことや相談のある方は、遠慮なくお問い合わせください。



※生活保護は、日本国憲法第25条の理念に基づき実施されます。

## 日本国憲法

[生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務]

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

## 生活保護法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

# 生活保護を利用するまでの流れ

生活にお困りの方は、福祉事務所に相談ください。

生活保護の利用だけでなく、その方の問題解決のための協力を行います。相談された内容の秘密は固く守られますのでご安心ください。

なお、生活保護の利用には、以下の手続きが必要になります。

## ① 相談

福祉事務所であなたが困っている内容を相談してください。(出かけてくるのが難しい場合は、電話でも可能です。)



## ② 申請

生活保護の申請意思のある方は、生活保護を利用するための申請書類を福祉事務所に提出します。



## ③ 調査

生活保護の申請をすると、調査員が生活状況、資産状況、扶養状況などを調査します。調査のあと生活保護による支援が必要かどうかを審査します。



## ④ 利用開始

生活保護の利用が決定したら、保護費の支給が始まります。また、ケースワーカーによる自立に向けた支援を開始します。

## ①相談(生活に困ったら・・・)

生活に困っている、生活保護を利用したいと思ったら、福祉事務所(福祉課生活支援担当)まで、相談にお越してください。生活保護制度について詳しく説明します。また、困っている内容をお聞きし、何らかの方法で解決できないか一緒に考えます。説明を聞いて「生活保護を受ける」という意思があれば申請の手続きに移ります。

原則として窓口には相談者ご本人がお越してください。また、ご本人が入院中などの事情で窓口に来られない場合には、ご親族がおいでになるか、電話で相談をしてください。

※個人の秘密は固く守られますのでご安心ください。



## ②申請(意思があれば誰でも)

生活保護を受けるにはご本人の意思で申請する必要があります。福祉事務所にある申請書類を記入して提出していただきます。また、申請にあたっては、事実関係の確認や保護の内容を決定するために、次のような書類を確認させていただきます。

- ・給与明細書
- ・年金や手当関係の証書や通知書
- ・預金通帳
- ・家賃、地代などが確認できるもの
- ・健康保険証
- ・運転免許証など本人確認ができるもの



※明らかに窮迫した状況にあるときには、本人からの申請がなくても、福祉事務所が職権で生活保護を適用する場合があります。

### ③調査(調査内容と制度について)

生活保護の申請を受け、福祉事務所では家庭訪問を行い、生活保護の要件を満たしているか確認するための調査をします。

調査の内容はおおむね以下の内容です。

#### ■訪問調査

生活保護を申請されると、お住まいや入院先の病院や入所先の施設などを福祉事務所の職員が訪問し、成育歴など出生から現在までの生活についてお話をお聞きします。



#### ■能力の活用

働ける能力のある方は、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や障がいなどの理由により働くことができない方は、その問題解決を優先とします。なお、求職活動をするにあたり、福祉事務所の就労支援員による支援も行っています。

#### ■資産の活用

資産の有無を確認するため、銀行や生命保険会社などに資産調査を行います。預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属など売却や活用が可能な資産がある場合には、その資産を売却して最低生活費に充てていただく場合もあります。



※居住用の不動産や生命保険、通勤や障がい者の通院用の自動車、オートバイの保有や使用が認められる場合もありますので、事前に相談してください。



## ■ 扶養義務

親、子ども、兄弟姉妹（異父母も含む）などの民法上の扶養義務関係のある方から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。

なお、親族の扶養は可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることで、生活保護の利用ができないということではありません。

※DV（家庭内暴力）や虐待などの特別な事情がある場合は、親族への照会を見合わせることもあるため、事前に相談してください。



## ■ ほかの制度の活用

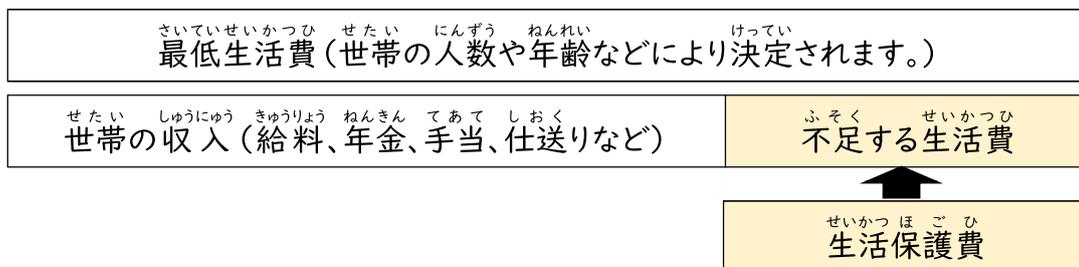
生活保護以外にも年金、各種手当（児童手当、児童扶養手当、傷病手当金、失業給付金など）、医療助成、社会保障制度など生活を支えるためのさまざまな公的制度があります。



活用できる制度がある場合には、それらを優先して活用していただきます。

## ■ 生活保護費のしくみ

さまざまな調査をしたあと、生活保護の利用ができるかの審査を行います。審査にあたっては、世帯の人数・年齢など、国が定める方法で計算した最低生活費と世帯の収入（給料、年金、各種手当、仕送りなど）を比較して判定します。最低生活費に対し、世帯の収入が不足する場合は、その不足分を生活保護費として支給します。世帯で得ることができる収入が最低生活費を超えている場合には、生活保護の利用はできません。



※生活保護費は、世帯員の年齢や人数、その世帯の収入額、冬季の暖房費、家賃などで決定されるので、常に一定のものではありません。

※働いて得た収入には、基礎控除や必要経費などの控除が認められます。

## ④ 決定・利用開始（生活保護が始まったら・・・）

### ■ 結果通知

原則として申請を受け付けてから 14日以内（調査に多くの時間が必要な場合など、特別な事情がある場合は 30日以内）に生活保護の利用がどうかの結果を文書によりお知らせします。

・生活保護が利用できる場合は、「保護決定通知書」により、利用できる生活保護の程度をお知らせします。

・生活保護が利用できない場合は、「保護申請却下通知書」により、利用できない理由をお知らせします。

### ■ 生活保護を利用できない場合

- ・世帯の収入が最低生活費を超えている場合
- ・多額の預貯金や解約返戻金のある生命保険があった場合
- ・暴力団員
- ・保護の決定に必要な調査に応じない場合



# 生活保護の種類

生活保護の支給が決まったら生活上の必要に応じて、下記の扶助が受けられます。

## ①生活扶助

衣食、光熱水費など日常生活に必要な費用を、個人の年齢や世帯の人数などで算出し、支給します。



## ⑤介護扶助

介護認定を受けている方が、介護サービスを受ける際の自己負担分が現物支給されます。介護保険による福祉用具購入なども支給対象となる場合があります。



## ②住宅扶助

家賃、地代、住宅の補修などの費用を定められた限度額内で支給します。



## ⑥出産扶助

出産にかかる費用について、限度額内で支給されます。



## ③教育扶助

子どもが義務教育を受けるための学用品、給食費など最低限必要な経費を支給します。



## ⑦生業扶助

高等学校にかかる費用や、就職するために必要となる技能、資格習得にかかる費用などを支給します。



## ④医療扶助

医療費は保険適用内のものについて現物支給されます。治療材料、通院移送費、施術なども要件にあてはまるものについては支給可能なものがあります。



## ⑧葬祭扶助

世帯員が亡くなった際に必要な葬儀費用を限度額内で支給します。



## 生活保護を受けることになったら・・・

### ■あなたの自立を応援します。

生活保護を受けることになった皆さんが抱えるさまざまな悩みや課題を少しでも解決し、自立に向かっていけるよう、安曇野市福祉事務所では、ケースワーカーをはじめ、就労支援員が支援にあたります。



●ケースワーカーとは  
生活保護を受けている間、相談の窓口となる担当者のことです。自立のための助言や指導指示を行います。



●就労支援員とは  
あなたの特性や職歴などが生かせる仕事は何か、一緒に考え、求職活動を支援します。

### ■生活保護を利用する方の権利について

- 生活保護を利用する方には、次のような権利が保障されます。
- ・条件を満たせば、すべての方が平等に生活保護を利用できます。
  - ・正当な理由なく、保護費を削減されたり、生活保護が利用できなくなったりするようなことはありません。
  - ・受け取る保護費や保護の物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
  - ・受給中の保護が変更、停止、廃止されたときに、その決定内容に不服がある場合は、決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に、長野県知事等に対して審査請求をすることができます。

### ■生活保護を利用する方の義務について

生活保護を利用する方には、生活の維持や自立した生活が送れるようになるため、次のような義務があります。

#### ○生活向上に向けた努力をする。

- ・働くことができる方は、能力に応じて働いて収入を得ることができるよう努めてください。

・病<sup>びょう</sup>気<sup>き</sup>や怪<sup>け</sup>我<sup>が</sup>で働<sup>はたら</sup>くことができない方は、病<sup>かた</sup>院<sup>びょういん</sup>を受<sup>じゅしん</sup>診<sup>ちりょう</sup>し治<sup>せんねん</sup>療<sup>ん</sup>に専<sup>せん</sup>念<sup>ねん</sup>してくださ  
い。

・生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>保<sup>ほ</sup>護<sup>ご</sup>費<sup>ひ</sup>などの節<sup>せつ</sup>約<sup>やく</sup>を凶<sup>はか</sup>り、計<sup>けい</sup>画<sup>かく</sup>的<sup>てき</sup>に使用<sup>しよう</sup>してくださ  
い。住<sup>じゅう</sup>宅<sup>たく</sup>家<sup>や</sup>賃<sup>ちん</sup>や  
給<sup>きゅう</sup>食<sup>しょく</sup>費<sup>ひ</sup>、学<sup>がく</sup>用品<sup>ようひん</sup>など、生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>保<sup>ほ</sup>護<sup>ご</sup>費<sup>ひ</sup>の中<sup>なか</sup>にはそれぞ  
れの使<sup>し</sup>途<sup>と</sup>のた  
め<sup>め</sup>に支<sup>し</sup>給<sup>きゅう</sup>して  
い  
るものがありますので、滞<sup>たい</sup>納<sup>のう</sup>などしな  
いよう努<sup>つと</sup>めてくだ  
さい。



## ○届<sup>とど</sup>け出<sup>で</sup>の義<sup>ぎ</sup>務<sup>む</sup>

次<sup>つぎ</sup>の場合<sup>ばあい</sup>には、福<sup>ふく</sup>祉<sup>し</sup>事<sup>じ</sup>務<sup>む</sup>所<sup>しょ</sup>に届<sup>とど</sup>け出<sup>で</sup>てくだ  
さい。

- ① 医<sup>い</sup>者<sup>しゃ</sup>などにかかるときや、入<sup>にゅう</sup>院<sup>いん</sup>や退<sup>たい</sup>院<sup>いん</sup>したとき。
- ② 収<sup>しゅう</sup>入<sup>にゅう</sup>が増<sup>ふ</sup>えたり、減<sup>へ</sup>ったりしたとき。  
(給<sup>きゅうりょう</sup>料<sup>しょう</sup>、賞<sup>ねんきん</sup>与<sup>てあて</sup>、年<sup>しおく</sup>金<sup>たりんじ</sup>、手<sup>しゅうにゅう</sup>当<sup>にゅう</sup>、仕<sup>し</sup>送<sup>りんじ</sup>り、そ  
の他<sup>た</sup>臨<sup>りん</sup>時<sup>じ</sup>の収<sup>しゅう</sup>入<sup>にゅう</sup>など)
- ③ 仕<sup>し</sup>事<sup>ごと</sup>を始<sup>はじ</sup>めたときや、辞<sup>や</sup>めたり、変<sup>か</sup>えたりする  
とき。  
(就<sup>しゅう</sup>職<sup>しょく</sup>、転<sup>てん</sup>職<sup>しょく</sup>、休<sup>きゅう</sup>職<sup>しょく</sup>、退<sup>たい</sup>職<sup>しょく</sup>など仕<sup>し</sup>事<sup>ごと</sup>に変<sup>へん</sup>化<sup>か</sup>があ  
ったとき)
- ④ 住<sup>じゅう</sup>所<sup>しょ</sup>や家<sup>や</sup>賃<sup>ちん</sup>・地<sup>ち</sup>代<sup>だい</sup>が変<sup>か</sup>わるとき、長<sup>ちよう</sup>期<sup>き</sup>間<sup>かん</sup>家<sup>いえ</sup>を留<sup>る</sup>守<sup>す</sup>に  
する  
とき。
- ⑤ 転<sup>てん</sup>入<sup>にゅう</sup>、転<sup>てん</sup>出<sup>しゅつ</sup>、出<sup>しゅつ</sup>生<sup>しょう</sup>、死<sup>し</sup>亡<sup>ぼう</sup>などで家<sup>か</sup>族<sup>ぞく</sup>の  
人<sup>にん</sup>数<sup>ずう</sup>が変<sup>か</sup>わるとき。
- ⑥ その他、家<sup>た</sup>族<sup>かぞく</sup>に、変<sup>か</sup>わったことがあ  
ったとき。  
(結<sup>けつ</sup>婚<sup>こん</sup>、施<sup>し</sup>設<sup>せつ</sup>への入<sup>にゅう</sup>居<sup>きょ</sup>・入<sup>にゅう</sup>所<sup>しょ</sup>、入<sup>にゅう</sup>学<sup>がく</sup>、休<sup>きゅう</sup>学<sup>がく</sup>、家<sup>いえ</sup>出<sup>で</sup>、病<sup>びょう</sup>気<sup>き</sup>、事<sup>じ</sup>故<sup>こ</sup>など)
- ⑦ 勤<sup>つと</sup>め先<sup>さき</sup>から「健<sup>けん</sup>康<sup>こう</sup>保<sup>ほ</sup>険<sup>けん</sup>証<sup>しょう</sup>」をもら  
ったとき、また  
は、返<sup>かえ</sup>したとき。

## ○指<sup>し</sup>示<sup>じ</sup>等<sup>とう</sup>に從<sup>したが</sup>う義<sup>ぎ</sup>務<sup>む</sup>

・ケ-スワ-カーから生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>の維<sup>い</sup>持<sup>じ</sup>向<sup>こう</sup>上<sup>じょう</sup>のた  
め<sup>め</sup>に必<sup>ひつ</sup>要<sup>よう</sup>な指<sup>し</sup>導<sup>どう</sup>・指<sup>し</sup>示<sup>じ</sup>があ  
った場<sup>ば</sup>合<sup>あい</sup>、  
こ  
れに從<sup>したが</sup>わな  
ければ  
な  
り  
ま  
せ  
ん。

・生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>状<sup>じょう</sup>況<sup>きやう</sup>を正<sup>ただ</sup>しく把<sup>は</sup>握<sup>あく</sup>し、適<sup>てき</sup>正<sup>せい</sup>な保<sup>ほ</sup>護<sup>ご</sup>を  
するた  
め<sup>め</sup>に担<sup>たん</sup>当<sup>とう</sup>のケ-スワ-カーが  
家<sup>か</sup>庭<sup>てい</sup>訪<sup>ほう</sup>問<sup>もん</sup>を  
行<sup>おこな</sup>います。正<sup>せい</sup>当<sup>とう</sup>な理<sup>り</sup>由<sup>ゆう</sup>なく、そ  
の訪<sup>ほう</sup>問<sup>もん</sup>を拒<sup>こぼ</sup>むこ  
とは  
で  
き  
ま  
せ  
ん。

## せいかつ ほ ご しんせいちゆう ちゅうい 生活保護申請中に注意すること

Q 病院にかかりたいときはどうしたらよいですか？

A 病院を受診したい場合には、事前に福祉事務所に相談してください。

生活保護が開始されると、国民健康保険証と後期高齢者医療保険証は使えません。

また、生活保護の適用日は申請日にさかのぼることになります。そのため、福祉事務所で上記の保険証を一時的にお預かりしています。

Q 税や料金についてはどうなりますか？

A 税や料金の納税については、生活保護を申請したことを伝えたと、各担当課にご相談ください。

Q 借金があっても生活保護は受けられますか？

A 生活保護は受けられますが、生活保護費から借金の返済はできません。借金は、法テラスなどに相談し、任意整理や自己破産などで整理することになります。また、受給中の借金については、その分を収入として認定し、生活保護費から差し引くことになります。

Q 生活保護の申請をしたけれど、手持金がありません。保護が決定になるまでのお金を借りることはできますか？

A 安曇野市では、生活保護申請中の方で、相談や聞き取りの状況から保護の開始が見込まれる場合には、「安曇野市生活保護支援資金」の利用ができる場合がありますので、ご相談ください。

# せいかつ ほ ご げんり げんそく 生活保護の原理と原則

せいかつ ほ ご せいど つぎ げんり げんそく おこな  
生活保護制度は、次のような原理と原則によって行われます。

## む さ べ つ びょうどう げんり ほうだい じょう ◎無差別平等の原理（法第2条）

せいかつ こま げんいん なん せいかつ ほ ご ようけん あ  
生活に困ったときは、その原因が何であろうと、生活保護の要件に当てはま  
るとき びょうどう ほ ご う  
る時は、平等に保護を受けることができます。

## さいていせいかつ げんり ほうだい じょう ◎最低生活の原理（法第3条）

せいかつ ほ ご ほう ほししょう せいかつすいじゅん けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ  
生活保護法で保障される生活水準は、健康で文化的な最低限度の生活を  
い じ ていど おこな  
維持できる程度に行われます。

## ほ ご ほそくせい げんり ほうだい じょう ◎保護の補足性の原理（法第4条）

せいかつ ほ ご せいかつ こんきゅう せいかつ ちよくせつひつよう しさん  
生活保護は、生活に困窮するものが、生活に直接必要のない資産（たとえば  
よちよきん しょうけん かぶけん せいめいほけん とち いえ じどうしゃ ききんぞく ねんきん てあて  
預貯金、証券、株券、生命保険、土地、家、自動車、貴金属など）や、年金や手当、  
けんこうほけん こようほけん ろうさいほけん たせいど きゅうふ おやこ ふようえんじょ  
健康保険、雇用保険、労災保険など他制度による給付、親子などの扶養援助、  
じぶん はたら のうりよく さいていせいかつ い じ かつよう ようけん  
自分たちの働く能力などを、最低生活の維持のために活用することを要件に  
おこな  
行われます。

みせいねんしゃ りょうしん とく つよ ふようぎむ  
※未成年者の両親については、特に強い扶養義務があります。

## しんせい ほ ご げんそく ほうだい じょう ◎申請保護の原則（法第7条）

せいかつ ほ ご げんそく ほんにん しんせい おこな  
生活保護は、原則として本人などからの申請によって行われます。ただし、  
ほ ご ひつよう かた せいし きんきゅう じょうきょう  
保護を必要とする方が生死にかかわるような緊急の状況  
にあるときは、福祉事務所長の判断で本人からの申請が  
な ほ ご おこな  
無くても保護を行うことができます。



きじゅんおよ ていど げんそく ほうだい じょう  
◎基準及び程度の原則(法第8条)

せいかつ ほご せたい こうせい ねんれい きょじゅうち くに さだ きじゅん  
生活保護は、その世帯の構成・年齢・居住地など、国の定める基準にてらし  
て、世帯の収入や貯え、資産などを活用しても、なお基準を満たすことができ  
ない時に、その足りない分を補う形で行われます。

ひつようそくおう げんそく ほうだい じょう  
◎必要即応の原則(法第9条)

せいかつ ほご せたい じじょう さいていげんど せいかつ いじ ひつよう おう  
生活保護は世帯の事情にあわせ、最低限度の生活の維持のため、必要に  
てきせつ かたち おこな  
応じて適切な形で行われます。

せたいたんい げんそく ほうだい じょう  
◎世帯単位の原則(法第10条)

せいかつ ほご せたい おな いえ せいかつ ひと ぜんたい たいしょう ほご  
生活保護は世帯(同じ家に生活している人たち)全体を対象として保護が  
ひつよう けってい せたい ひとり せいかつ ほご う  
必要かどうかを決定します。世帯のうち一人だけが生活保護を受けることはで  
きません。



安曇野市福祉事務所 福祉課生活支援担当  
〒399-8281 安曇野市豊科6000番地  
令和6年5月1日作成

